

## 北本市市民参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市市民参画推進条例（平成24年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模な市の施設の整備)

第2条 条例第6条第4号に規定する大規模な市の施設の整備は、総事業費が5億円以上のものとする。

(市民参画の実施に係る公表)

第3条 条例第7条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画を求めずに対象施策を実施した理由の公表)

第4条 条例第8条第2項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画手続の周知)

第5条 条例第9条の規定による周知は、ホームページへの掲載及び市民参画の手続の実施について（別記様式）による市政情報コーナー掲示板への掲示による方法により行うものとする。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第6条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(市民施策提案制度に係る公表)

第7条 条例第11条第4項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

市民参画の手續の実施について

名 称	
市民参画の手續 の 実 施 時 期	
市民参画を求める 方 法	
対象施策が定め られるまでの手順	
担 当 課 名	
特 記 事 項	